



# 富田 たく



日本共産党杉並区議団控室 電話：3312-2111(2319) FAX：3312-2610  
ホームページ：http://www.tomitaku.jp  
メール：info@tomitaku.jp ツイッター：@tomita\_taku

## 新型コロナ ウイルス対策

# 杉並区へ2度目の緊急申し入れ



緊急申し入れを副区長に手渡す党区議団（左から、金子けんたろう、くすやま美紀、副区長、富田たく、山田耕平、野垣あきこ、酒井まさえ）

## 区議団アンケートの中間まとめも一緒に提出

4月17日、党区議団は杉並区に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の抜本的強化を求める緊急の申し入れ（第2次）」を行いました。

- 申し入れ内容は、
- 医療、検査体制の充実について
- 暮らしと営業、雇用について
- 子育て、高齢者、障害者など福祉

分野について

● 情報提供などについて

などの17項目で、一部実施された到達点も踏まえて、さらなる対策の拡充を求めています。

申し入れ文書と一緒に、この間取り組んでいる「新型コロナウイルス感染症対策」区議団アンケートの中間まとめも副区長に手渡しました。引き続き、みなさんから寄せられた声をしっかりと行政に届け、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組みます。

## 新型コロナウイルスに係る 各種相談窓口

- 多重債務相談【東京都生活再生相談窓口】  
⇒ 03-5227-7266
- 家庭内暴力相談【DV相談プラス相談窓口】  
⇒ 0120-279889（つながはやく）
- がいこくじんの そうだん【そうだんせんたー】  
⇒ 0120-296004
- 法律相談【日弁連・全国統一ダイヤル】  
⇒ 0570-073-567（おなやみコロナ）

各種支援策の紹介は次頁で

日本共産党発行

大手マスコミが伝えない  
政治の真実を伝える!



【ご購入の連絡先】

◇日本共産党 杉並地区委員会

日刊 ● 月 3,497円  
日曜版 ● 月 930円

TEL：3314-5551

FAX：3318-1492

## 新型コロナウイルスについて のアンケート実施中です

外出の自粛要請などで様々な影響が出ております。ぜひ、みなさまの声を寄せてください。



## 新型コロナウイルス対策・各種支援策と相談窓口

どんな時？	概要	主な支援内容	相談窓口	ホームページ
<b>●個人・世帯向け</b>				
<b>収入が減少した</b>	<b>【緊急小口・総合支援資金】</b> 最大20万円の一括貸付と月々20万円以内×3カ月間貸付の2種類があり、原則無利子で利用可能。 ※1年後の返済時に住民税非課税世帯は返済免除。	① 緊急小口資金（特例） ・貸付額20万円以内（一括交付） ② 総合支援資金（特例） ・貸付額 単身世帯：月額15万円以内 二人以上：月額20万円以内 ・貸付期間：原則3カ月以内 ※それぞれ返済期限有り	杉並区社会福祉協議会 TEL03-5347-3134 9:00～17:00(土日祝休み)	
<b>家賃が払えない</b>	<b>【住居確保給付金】</b> 休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない方に家賃（上限有り）を給付。	・給付額 2人世帯：6万4000円上限 単身世帯：5万3700円上限 ・原則3か月間（最大9か月間） ※収入、預貯金の基準有り	杉並区くらしのサポートステーション TEL03-3391-1751 8:30～17:00(土日祝年末休み)	
<b>子どもの学費が払えない</b>	<b>【修学支援新制度】</b> 家計が急変し今後の所得減少が予想される場合、授業料・入学金を免除、給付。 <b>【対象】</b> 高等教育の学生（大学・短期大学・高等専門学校（4、5年）・専門学校）、および入学予定の高校3年生。	① 授業料・入学金の免除または減額 <b>【減免例】</b> 入学金 授業料 国公立大学 28万円 54万円 私立大学 26万円 70万円 ② 給付型奨学金の支給 <b>【給付例】</b> 自宅生 自宅外 国公立大学 29,200円 66,700円 私立大学 38,300円 75,800円 ※短大、高専、専門学校は金額が異なります	日本学生支援機構 奨学金相談センター TEL0570-666-301 9:00～20:00(土日祝年末休み)	
<b>感染などで仕事ができない</b>	<b>【国民健康保険・傷病手当】</b> 感染やその疑いで仕事ができなかった場合、傷病手当が支給される。	・期間：仕事が出来なくなってから3日後から休業した期間。 ・金額：直近3カ月間の日平均収入×3分の2×日数。 ※給与等一部を受けとれている場合等は、支給額の調整など有り。	杉並区 国保年金課国保給付係 TEL03-5307-0328	
<b>●事業者向け</b>				
<b>事業の売上げが減少した</b>	<b>【持続化給付金】</b> 売上が前年同月比で50%以上減少した、中小企業、フリーランスを含む個人事業者に支給される。	・売上が前年同月比で50%以上減少していること（詳細は4月末に発表） <b>【支給額】</b> 法人：最大200万円 個人事業者：最大100万円	中小企業 金融・給付金相談窓口 TEL0570-783183 9:00～17:00(土日祝休み)	
<b>事業の売上げが減少した</b>	<b>【新型コロナウイルス感染症対策特例資金】</b> 売上げが減少した区内中小業者向けの貸付制度。3年間は無利子、それ以降は利子の一部を区が負担。	・限度額：700万円 ・3年間は利息負担ゼロ <b>【主な条件】</b> ・杉並区内で1年以上営んでいる方 ・住民税及び事業税の滞納の無い方 ・信用保証協会の保証対象業種の方 ・個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方	産業振興センター 就労・経営支援係（商工相談担当） TEL03-5347-9182 8:30～17:00(土日祝休み)	
<b>労働者の雇用維持が難しい</b>	<b>【雇用調整助成金】</b> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、労働者の雇用維持を図った場合、休業手当、賃金の一部が事業者へ助成される。	・休業を実施した場合に支払った休業手当の一部を助成 中小企業：5分の4、大企業3分の2（解雇等を行わない場合は中小企業：10分の9、大企業4分の3） ・1日8,330円が上限。	ハローワーク助成金事務センター 雇用調整助成金担当 TEL03-5337-7418 ハローワーク新宿 TEL03-3200-8609 (32#)	

※紙面の関係上、多くの支援策から抜粋して紹介しています。詳細はそれぞれのホームページ、電話相談窓口で確認してください。また、内容については変更される場合があります。掲載内容で間違いなどありましたらご連絡ください。（メール⇒ [info@tomitaku.jp](mailto:info@tomitaku.jp)）